平成30年度

熊野町農業委員会 議事録

第9回

熊野町農業委員会

平成30年度第9回 熊野町農業委員会

- 1. 開催日時 平成31年2月20日(水)午前9時
- 2. 開催場所 役場3階 303会議室
- 3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員

 委員
 世良 正喜

 委員
 古武家光八

6. 議事録署名委員(2人)

委員7番 空田 忠委員9番 原 恭博

7. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 福嶋 春樹

 農業委員会
 書記
 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の
	規定による定足数に達していますので、ただ今から平成30年度第9回
	熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録
	署名者2名について、こちらから指名します。7番 空田委員と9番
	原委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事
	務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第19号「相続
	税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題とします。事務
	局からの説明をお願いします。
事務局	議案第19号の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、
	ご説明いたします。これは、租税特別法第70条の6第1項の規定によ
	る相続税の納税猶予に関する適格者証明願いに申請する農地が適当か審
	議していただきます。参考に農水省発出の資料をお配りしております
	が、簡単に説明すると、農業目的に使用している農地を相続される場
	合、譲受後20年間営農を継続したものについては相続税が免除される
	ものです。今回の案件については、被相続人と相続人の双方が必要条件
	を満たす必要があります。まず、被相続人の適用要件は資料1ページに
	ある①死亡の日まで農業を営んでいた者に該当します。昨年の利用状況
	調査においても被相続人は農業を行っていた実績もあることから死亡の
	日まで農業を営んでいた者として扱うことができます。次に、相続人の
	適用要件は資料右の①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その
	後、引き続き農業経営を行う者に該当します。お配りしている写真のと
	おり、現在も農業経営をされています。地番○○番は休耕中ですが、柿
	の木を植え、草刈り等の保全管理はしっかり行っておられるということ
	です。他の農地は田や畑として耕作しておられました。以上のことか
	ら、相続人についても、適用要件を満たしております。相続税の納税猶
	予に関する適格者証明願いについては、以上です。ご審議のほどよろし
	くお願いします。

議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。
古武家委員	亡くなられた〇〇さんは昨年の田植えが済んで7月頃までは元気に田
	んぼに入っておられました。ですが、9月に白血病になられて亡くなり
	ました。それで、息子さんは○○です。農業及び会社員と書いておられ
	ますが、自宅は○○の○○の○○の所に事務所と兼用で住んでおられま
	した。お父さんは、○○の次の写真にある○○の所です。相続人のお母
	さんは早くに亡くなっておられません。お姉さんがいますが、結婚して
	おられます。○○さん自身も消毒したり、こまめに草刈したり、きちん
	としておられます。場所を一か所ずつ説明させてもらうと、○○の自宅
	の東側に、○○から少し下った所にあるのと、○○さんというお家があ
	る前にシートをしている2筆です。次のページで○○という所に3つ田
	があります。これも道の無い都合の悪い所です。それから、隣に大きな
	長い田があるのですが、これは○○からずっと○○に行く道の、うちの
	倉庫の反対側に四角い田があります。そこは、自分が一生懸命やってい
	ます。それから、もう一か所、○○線の初神に行く手前に○○がありま
	すよね、そこの高い所の下が○○の土場になってショベルと残土が盛っ
	てある所があります。その上に、綺麗にした畑があります。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	○○さんは何歳くらいの人ですか。
○○委員	94、5歳です。
○○委員	○○さんはいくつですか。
○○委員	61歳です。
○○委員	61歳なら20年間は大丈夫そうですね。一般的に。
○○委員	息子さんも30歳前の方がいます。
○○委員	こういう場合は、20年間の免責で相続税はいらないと次の代に送る
	でしょ。その人が10年間で亡くなったら、その次の代の相続人はどう
	なるのですか。農業を続ければ、また20年間になるのですか。
○○委員	亡くなられた時点でリセットされます。次の代の相続人がどうするか
	選択することになります。

○○委員	例えば、10年で亡くなって、次の人が農業をできないというと売っ
	たりすることになって、また相続税がかかるのですか。
○○禾昌	10年経ってアパート建てるとなったらどうなるのですか。
〇〇委員	
00委員	それは、遡って10年間分税がかかります。
〇〇委員	死んだ場合には要らないのですか。
○○委員	周りで税務署に言う人がいますね。これは、小作に出したらダメですし。
○○委員	死んだ後の10年間は仕方ないということになるのですか。10年経
	過して、残り10年分は子供がしたらいいのですか。
○○委員	残りの10年で亡くなったら、その時点で、この納税猶予は解けてし
	まいます。
○○委員	払わなくてもいいということですね。
○○委員	その間の10年間はいい訳ですね。リセットになると、亡くなったか
	ら仕方ないと。
○○委員	また子供が20年間作るのか、もう売るのかを決めます。その時の相
	続税と固定資産税で税理士が算定するのでしょう。ただし、途中で止め
	るとひどい目に遭います。
議長	よろしいですか。では、お諮りします。議案第19号「相続税の納税
	猶予に関する適格者証明願いについて」、ご異議はありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第19号「相続税の納税猶予に関
	する適格者証明願いについて」は原案どおり承認することに決定しまし
	た。次に、日程第2、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申
	請について」を議題とします。はじめに番号1の案件について、事務局
	から説明をお願いします。

事務局	議案第20号 番号1の農地法第3条の許可申請について、ご説明い
	たします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧くださ
	い。申請場所は○○沿いにある○○周辺の田2筆 518㎡になりま
	す。今回の議案の内容は、9月の委員会で○○さんから○○さんに所有
	権移転された農地の一部になります。この度、譲受人の○○さんは○○
	さんの農地の上の段の地図でいう緑色の農地の所有者で耕作をしており
	ますが、ここに行くための進入路として、〇〇さんの黄色部分の農地を
	利用させてもらっていたそうです。行く行くは買取りたいと〇〇さんと
	話をしていたそうなのですが、亡くなってしまったことを知り、〇〇さ
	んに相談した上で、所有権移転することとなりました。譲受人は現在、
	農地を約25アール所有しているため、本町の下限面積の10アールを
	満たしております。また、トラクターやコンバインも保有しており、農
	業を行うための進入路として利用するのには問題無いと思われます。農
	地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほど
	よろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。
古武家委員	事務局からほぼ言われましたが、○○さんは○○さんが生きている時
	に上を果樹園として2反余りしておられたそうです。入口を通っていい
	と許可されていて使っていました。行く行くは、買いたいということで
	したが、亡くなられて、議事にも出ていましたが所有権移転されたこと
	を知らずに、○○さんに売却されてしまいました。それで、○○さんと
	○○さんが話をして、売買の話がついて、今回のことになりました。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	では次に日程第2、議案第20号 番号2の案件についてですが、〇〇
	委員の関係する議案となりますので、退室を願います。
○○委員	(退室)
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
L	

1.71.	
事務局	議案第20号 番号2の農地法第3条の許可申請について、ご説明い
	たします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧くださ
	い。申請場所はショッピングセンターの○○から○○方面に180mほ
	ど進んだ右手に○○がありますが、その角を右に曲がります。その道を
	130mほど登った右手の家の奥の田2筆699㎡になります。今回の
	議案の内容は、譲渡人が高齢で耕作困難であり、後継者もいないことか
	ら、以前から畑作を行っていた譲受人に所有権移転されることになりま
	す。譲受人は現在、農地を約11アール所有し、49アールを借入して
	農業をしているため、本町の下限面積の10アールを満たしておりま
	す。また、トラクターやコンバインも保有しており、継続して農業をし
	ていくことに問題無いかと思われます。農地法第3条の規定による許可
	申請については、以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。
古武家委員	○○さんの奥さんは、だいぶ前に亡くなられて独りで過ごしておりま
	す。それで、この畑は○○さんが前から作られていました。なので、売
	って欲しい、買ってほしいで良い話になったのだと思います。場所は、
	地図にもありますが、説明するのは少し難しいです。喫茶店から○○さ
	んの家から山手の方へずっと進む道からよく見えます。ほぼ、正方形の
	ような形です。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問が無いようですので、議案第20号「農地法第3条の規定による
	許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第20号「農地法第3条の規定によ
	る許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。では、
	審議を終えましたので、○○委員の入室をお願いいたします。
○○委員	(入室、議案第20号 番号1の承認を確認)

議場	次に、日程第3、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請に
	ついて」を議題とします。はじめに番号1の案件について、事務局から説
	明をお願いします。
事務局	議案第21号 番号1の農地法第5条の許可申請について、ご説明いた
	します。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。
	○○から○○の○○に入る道のT字路の突き当りにある家の裏、田2筆
	1,024㎡になります。今回の議案の内容は、休耕中の農地を有効活用
	するため、太陽光発電施設として所有権移転をされるものです。ここは以
	前まで〇〇の使用貸借の対象地でしたが、2月7日をもって双方の合意解
	約をしております。その他の法令に該当するものもなく、現状のまま土地
	を利用するとのことで、太陽光設置に充てる資金も十分であるため、計画
	は妥当かと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。
古武家委員	場所的には、役場を出てトンネル方面へずっと行く途中の中山、分か
	りやすく言ったら○○があるんですよね、それから300mくらい真っ
	直ぐ行ってもらったら、○○さんというお家があります。そこの前の田
	んぼです。地図だと1枚に見えますが、現地は段があって、いい感じに
	配置できるように計画されていました。草もきちんと刈っておられまし
	た。覗いてみようと思って行ったのですが、おられなかったが、どんな
	人が住んでいるのですか、○○委員。
○○委員	70歳くらいで、体が悪い人です。子供の頃から町外に出ていたか
	ら、百姓などではやったことがないです。なので、こっちに帰られても
	全然やってないです。それで、前は人にやってもらいよったのですが、
	太陽光にすることにしたのでしょう。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	譲受人さんは、売買されたということですか。会社名が無いですが、
	太陽光発電の個人でやるのですか。
○○委員	確かに会社名が無いですね。
○○委員	まあいいですけど、今も太陽光は推進されているのですか。

○○委員	安いですよね。私らはあまり分かりませんが。
事務局	譲受人の○○さんというのは、個人です。施工しているのが、会社と
	いうだけです。
議長	よろしいでしょうか。では次に、日程第3、議案第21号 番号2の
	案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第21号 番号2の農地法第5条の許可申請について、ご説明いた
	します。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。
	こちらは○○の道路新設に伴う広島県からの所有権移転であり、田1筆5
	3㎡になります。転用理由としては、○○さんの住宅地に侵入するための
	現在の私道が、この道路新設により用地買収されたため、代替の私道を申
	請地に設置するものです。補足ですが、広島県等の官公庁が用地買収する
	場合は農地法の申請は必要無いものの、個人に用地を移転する場合には農
	地法申請が必要となります。また個人情報保護の関係上、お配りできませ
	んが、こちらに新設道路の計画図を閲覧できますので、気になる方は後ほ
	ど、ご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。世良委員お願いします。
世良委員	ご存知のとおり、出来庭の○○の正面入り口から南へ道路がつくので
	すが、それが呉地の○○の方へ。そして、○○の隣の方へ○○さんの私
	有地に入る私道の方が、みんな道路になるので、その代替地として、○
	○さんの土地を私道としてもらいたいということです。まあ、○○さん
	の私道へ入る道が無くなるので、代替地が無いと困りますよね。地図を
	見てもらえば分かりますが、現在の私道の隣に代替地をもらうというこ
	とです。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	県が買って、県が売るということですね。
○○委員	そうですね、県が道路を造るのですから。
事務局	補足ですが、地図にある現在の私道に面した3軒の家は取り壊しにな
	るそうで、奥の家にあたる○○さん所有の2軒の家のみが進入する道路
	が無くなるため、代替地をもらうということです。

議長	よろしいですか。では、お諮りします。議案第21号「農地法第5条
	の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第21号「農地法第5条の規定に
	よる許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次
	に、日程第4 報告第14号「農地法第5条の規定による届出につい
	て」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第14号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地につ
	いては、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認
	められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理し
	たものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第5条
	の規定による届出が2件ありましたことを、ご報告します。補足とし
	て、番号2の案件ですが、9月14日付で5条転用し、10月の委員会
	で報告として挙げておりましたが、譲受人の都合により宅地造成の工事
	が履行できず、現地の状況も未施工であったため、12月19日付で撤
	回されました。この度、譲受人を別の業者に変更し、宅地とするとのこ
	とで、再度5条転用の届出となりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。
	ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回の農業委員会は3月20日(水)午前9時から開催予定です。議
	案については3月4日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまし
	て、平成30年度第9回熊野町農業委員会を閉会します。